

(公印省略)

16久保第8208号

平成17年1月20日

小郡三井医師会長 殿



福岡県久留米保健福祉環境事務所長
(児童家庭第一係)

配偶者からの暴力防止対策久留米地域連絡会議研修会の開催について (依頼)

日頃から本県の保健・福祉行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、改正DV防止法が12月2日から施行され、DV防止と被害者支援のためよりいっそうの関係機関の取り組みが求められることになりました。

つきましては、関係者の支援のスキルアップと連携の推進を図るために、次のとおり研修会を開催します。御多忙中とは思いますが、関係者の出席につきましてよろしく御配慮いただきますようお願いします。

また、お手数ですが、平成17年2月4日(金)までに別紙により出席者名をお知らせくださいますようお願いいたします。(FAX可)

なお、会議出席者については、県規定による報償費を支払う必要がありますので、出席者の簡単な経歴をお知らせいただきますよう併せてお願いします。

記

1 日 時

平成17年2月25日(金) 13:30~15:30

2 会 場

福岡県久留米総合庁舎大会議室(2階)

3 研修会内容

(1) 事例研究(グループワーク)

(2) 講演「医療機関等の関係機関におけるDV被害者支援と連携」

4 講師及び助言

藤丸知子さん 久留米大学医学部看護学科助教授

《問い合わせ》

福岡県久留米保健福祉環境事務所

高齢者・児童家庭課 児童家庭第一係

担当 森、中川

電 話 ; (0942) 30-1072

FAX ; (0942) 37-1973



福岡県配偶者からの暴力防止対策久留米地域連絡会議設置要領

(設置目的)

第1条 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨に基づき、被害者に対する迅速な対応及び自立を支援するために、関係機関及び団体等が密接な連携及び協力関係を築き、地域における配偶者からの暴力被害者の保護・自立支援施策の推進を図ることを目的とし、「福岡県配偶者からの暴力防止対策久留米地域連絡会議」(以下「久留米地域連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 久留米地域連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 配偶者からの暴力に対する理解促進を図ること。
- (2) 関係機関の相互の連携強化及び情報交換・情報提供を行うこと。
- (3) 配偶者からの暴力防止対策連絡会議の決定事項を推進すること。
- (4) その他本会議の目的達成に必要な事項。

(組織等)

第3条 久留米地域連絡会議は、別表に掲げる各機関をもって構成する。

2 久留米地域連絡会議は、久留米保健福祉環境事務所が招集する。

(意見の聴取)

第4条 連絡会議は、必要があると認めるときには、構成機関以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 久留米地域連絡会議の事務局は、久留米保健福祉環境事務所に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、久留米地域連絡会議の運営に関し必要な事項は、事務局において定める。

附則

この要領は、平成14年12月27日から施行する。

附則

この要領は、平成15年8月13日から施行する。

附則

この要領は、平成16年8月20日から施行する。

福岡県配偶者からの暴力防止対策久留米地域連絡会議 (別表)

1 構成団体・機関

	団体・機関名
市町	久留米市
	大川市
	小郡市
	吉井町
	田主丸町
	浮羽町
	北野町
	大刀洗町
	城島町
	大木町
	三潞町
警察署	福岡県久留米警察署
	福岡県小郡警察署
	福岡県吉井警察署
	福岡県城島警察署
	福岡県大川警察署
法務局	福岡法務局久留米支局
	福岡法務局吉井支局
医師会	久留米医師会
	小郡三井医師会
	大川三潞医師会
	浮羽郡医師会
弁護士会	福岡県弁護士会久留米部会
県機関	福岡県久留米児童相談所
	福岡県女性相談所
民間支援団体	S・ぱーぷるリボン

2 オブザーバー

裁判所	福岡地方裁判所久留米支部
	福岡家庭裁判所久留米支部
	福岡家庭裁判所柳川支部

3 事務局

	福岡県久留米保健福祉環境事務所
--	-----------------

別 紙

平成17年 月 日

福岡県久留米保健福祉環境事務所あて
(児童家庭第一係 森、中川)
(FAX) 0942-37-1973

所属名 _____

1 配偶者からの暴力防止対策久留米地域連絡会議出席者名

職・氏名 _____

2 経 歴

・年 齢 _____才

・資 格 _____

・現組織での役職 _____

・その他主な経歴 _____

※既存の経歴書があれば、その写しでもかまいません。